

津幡町告示第72号

津幡町多子世帯学校給食費助成金交付要綱（令和2年津幡町告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月19日

石川県津幡町長 矢田 富郎

第1条中「及び中学校」及び「及び生徒」を削り、「在籍児童等」を「在籍児童」に改める。

第2条、第3条第1項、第4条、第5条及び第8条ただし書中「在籍児童等」を「在籍児童」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。